~ 建築物の高さの最高限度を定める「高度地区」を決定しました~

朝霞市では、朝霞市都市計画マスタープランに基づき「いつまでも愛着が持て 住み続けられるまちづくり」を推進し、より質の高い環境づくりを進めるため、

建築物の高さの最高限度を定める「高度地区」を平成21年5月21日付けで都 市計画決定しました。

今後、高度地区の決定区域内において建築する建築物については、高度地区の 制限内容に適合させることが必要となります。

※高度地区の都市計画決定・告示 = 平成21年5月21日 朝霞市告示第119号

1. 高度地区指定の背景と目的

本市は、豊かな自然環境と都心に隣接する利便性の高い都市環境をあわせ持つまち であることから、マンションを中心に中高層建築物が増加しています。

そうした中で、近年、中高層建築物の建設に伴い、周辺地域の日照や建物の圧迫感 など住環境に影響を及ぼす問題が生じており、今後も中高層マンションの増加が予想 されることから、建築物の高さに対する一定のルールづくりが必要となっています。

そこで、建築物の高さを一定の範囲内に抑える「高度地区」を決定しました。 高度地区の決定により、良好な住環境の保全、良好な街並み景観の創出、中高層建 築物の建設に起因する近隣紛争の未然防止などを目指していきます。

高度地区とは…

- →高度地区は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、用途地域が指定された区域 でのみ指定できます(根拠法令:都市計画法第9条第17項)。
- →高度地区は次のように2種類ありますが、本市では、建築物の高さを一定の範囲内 に抑える「建築物の高さの最高限度」を定める高度地区を決定しました。
 - ①市街地の環境を維持するために建築物の高さの最高限度を定める場合
 - ②土地利用の増進を図るために建築物の高さの最低限度を定める場合

2. 高度地区指定の基本的考え方

高度地区の指定は、住環境の保全や良好な街並み景観の創出などを主眼に、様々な高さの建築物が混在して形成されている現在の市街地と調和したまちづくりを進めるため、朝霞市全域をとらえた観点から最低限守るべき基準として定めたものです。

高さの最高限度の設定については、現在指定されている容積率が活用できる範囲とし、既存建築物の高さにも配慮して定めました。

また、地域の実情に応じて高度地区よりさらに低い高さ制限を定める場合は、地区 計画等を活用した2段階による規制を基本的な考え方としています。

地区計画とは…

→地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、道路等の公共施設の配置や建築物などに関する制限について、その地区の実情に応じた規制のルールを都市計画に定める制度のことです(根拠法令:都市計画法第12条の5)。

3. 高度地区の指定内容

■対象区域と高さの最高限度

高度地区の対象区域と制限内容は次のとおりです。

種類	建築物の高さ の最高限度	面積	対象用途地域
2 0 m高度地区	2 0 m (5~6 階程度)	約 14.4ha	・第一種中高層住居専用地域(容積率 150%の地域)
25m高度地区	2 5 m (7~8 階程度)	約 879.8ha	・第一種中高層住居専用地域(容積率 200%の地域) ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域(下表②の区域を除く) ・準住居地域 ・近隣商業地域 ・進工業地域 ・工業地域
3 5 m高度地区	3 5 m (10~11 階程度)	約 14.8ha	・商業地域 (下表①・②の区域を除く)

[※]建築物の高さの算定方法は、建築基準法の規定による建築物の敷地の平均地盤面からの高さです。

ただし、次の地域は高度地区の対象区域から除いています。

対象地域	理由	面積
①商業地域で土地区画整理 事業が施行された区域	商業施設等の集積と土地の高度利用を図るべき地域であり、土地区画整理事業により都市基盤が整備されているため	約 21.3ha
②朝霞駅東口地区 (商業地域および第一種 住居地域)	市のまちづくり計画に位置づけされ、都市施設の整備と一体となったまちづくりの実施により、良好な住環境が形成されているため	約 3.0ha
③第一種低層住居専用地域	既に建築物の高さの最高限度が 10mと指定されているため	約 130.3ha
④用途地域が指定されてい ない市街化調整区域	制度上、高度地区を指定できないため	約 774.8ha